

文化芸術は、豊かな人間性を育み、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧です。また、文化芸術は、それを通じてあらゆる人々が社会に参画することで、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に寄与するものであるほか、観光やまちづくり、産業等の関連分野において、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動等を実現するものであるなど、多様な価値を有しており、重要な役割を担っています。文化庁は、こうした文化芸術の振興を図り、「文化芸術立国」の実現に向けて取り組みます。

1 文化芸術立国の実現に向けた文化行政の実施

(1) 文化芸術推進基本計画について

文化芸術基本法に基づき、政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「文化芸術推進基本計画」を策定しています。

令和5年3月には、令和5年度から令和9年度までの5年間を対象とする「第2期文化芸術推進基本計画」を閣議決定しました。

第1期計画期間中の成果と課題を踏まえ、5年間で取り組むべき重点取組として、以下の7つを掲げています。

- ①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- ②文化資源の保存と活用の一層の促進
- ③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- ④多様性を尊重した文化芸術の振興
- ⑤文化芸術のグローバル展開の加速
- ⑥文化芸術を通じた地方創生の推進
- ⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

これに加えて、計画期間中に効果的かつ着実に文化芸術政策を推進するための16の施策群を整理し、具

体的な取組を推進していくこととしています。

計画に基づき、文化庁が中核となり、関係府省庁をはじめとする関係機関と連携を図りながら、文化芸術施策を総合的、一体的かつ効果的に進めていきます。

(2) 文化庁の予算及び組織について

令和6年度文化庁予算においては、継承の危機に瀕する文化財保護の緊急強化、グローバル展開やデジタル化などによる文化芸術活動の充実、文化振興を支える拠点等の整備・充実など、対前年度1億円増の1,062億円を計上しています。

このほか、国際観光旅客税財源を活用し、日本博を契機とした観光コンテンツの拡充、世界遺産をはじめとする文化財の抜本的活用の促進、日本文化の魅力発掘・発信を行います。

加えて、令和5年度補正予算として、文化財の強靱化（保存修理、防火・耐震対策等）、クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援、国立文化施設の整備など、総額303億円を計上しました。

(3) 文化庁の京都移転に係る取組について

令和5年3月27日、文化庁長官をはじめ、京都の新しい文化庁での業務を開始し、5月15日には、移転予定の職員の大半が移転しました。

文化庁の京都移転は、東京一極集中の是正にとどまらず、文化芸術のグローバルな展開、文化芸術のDX化、観光や地方創生に向けた文化財の保存・活用などをはじめとする、新たな文化行政の展開を進める上で大きな契機になるものと考えています。

今後も、全国各地域において成果を感じていただけるよう、地方創生に一層資する新たな文化行政を展開してまいります。

2 博物館・劇場等の振興

(1) 博物館の振興

① 博物館法改正と博物館の活性化

博物館法の制定から約70年が経過し、社会の変化も踏まえ、文部科学大臣から「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」諮問が行われ、本諮問を受けて、文化審議会において「博物館法制度の今後の在り方について(答申)」が取りまとめられました。

本答申では、博物館の基本的な機能の充実とともに、これからの博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化への対応の必要性が示され、新しい博物館登録制度の方向性が提言されました。

文化庁において、こうした議論を踏まえながら、博物館における設置主体の多様化に対応し、その適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、求められる役割を果たしていくための規定整備を目的とした、博物館法の改正に取り組み、国会で可決されました(施行は令和5年4月)。

また、令和4年8月には、プラハで国際博物館会議(ICOM)大会が開催され、博物館の新定義が採択されました。新定義には「多様性」「持続可能性」「誰もが利用でき」など、現代の博物館に求められる理念と活動を示す概念が盛り込まれました。

博物館法の改正とICOM新定義策定という大きな転機を受け、文化庁では、より一層の博物館の振興を図るため、改正博物館法の概要や博物館についての情報をまとめた「博物館総合サイト」を令和4年12月に開設し、博物館と法制度が広く一般に親しまれるようプロモーション活動を展開しています。また、技術進歩、災害の多発、学びの多様化など、様々な側面から博物館資料のデジタル・アーカイブ化やDXによる業務効率化が求められており、これを推進するため「博物館DXに関する検討会議」を設置し、当該議論を進めて

います。

② 国立美術館・博物館における取組

i) (独) 国立美術館について

独立行政法人国立美術館は、6館(東京国立近代美術館(本館・国立工芸館)、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館)が、それぞれの特色を生かしつつ、連携・協力し、国民のニーズや研究成果を踏まえ、魅力ある質の高い所蔵作品展、企画展及び企画上映を実施しています。また、美術作品の収集・保管、教育普及活動やこれらに関する調査研究等を通じ、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員等の資質向上のための研修、公私立美術館への助言、地方への巡回展などを行っています。令和5年3月に国立アトリサーチセンターを設置し、「アートをつなげる、深める、広げる」をミッションに、専門領域の調査研究にとどまらず、情報収集と国内外への発信、コレクションの活用促進、展示室を活用して教員と学芸員が鑑賞教育について学ぶ指導者研修などラーニングの拡充、アーティストの支援などに取り組みます。

ii) (独) 国立文化財機構について

独立行政法人国立文化財機構は、国立博物館5館(東京・京都・奈良・九州国立博物館及び皇居三の丸尚蔵館)を設置し、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的とし、有形文化財を収集・保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた8施設において文化財の調査・研究などを行っています。また、本部に設置された文化財活用センターでは、企業と連携して文化財の複製品やVR等の先端技術を用いた体験プログラムの開発等の取組を通じて、日本の歴史や伝統文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。同じく本部に設置された文化財防災センターでは、文化財の防災・救援のため、地方公共団体や関係団体との連携・協力体制を構築するとともに、災害時ガイドライン等の整備や救援及び収蔵・展示における技術開発、普及啓発事

業等を通して、文化財の災害対応のみならず、防災、減災にも取り組んでいます。

iii) (独) 国立科学博物館について

独立行政法人国立科学博物館は、科学系博物館のナショナルセンターとして、自然史・科学技術史に関する調査・研究、ナショナルコレクションとしての標本・資料の収集・保管・活用を行うとともに、それらの成果を活かした展示や学習支援活動を行っています。上野地区（上野本館）、筑波地区（筑波実験植物園、筑波研究施設）、白金台地区（附属自然教育園）の3地区で活動を展開し、国民の自然科学や科学技術に関する理解の増進に努めています。

令和5年度は、研究者による研究活動や展示を解説する動画の公開や各SNSによるタイムリーな情報発信を行うとともに、学校と博物館の連携を強化するために、地域博物館と連携協働した「教員のための博物館の日」に関する事業を昨年度に引き続き実施します。

iv) 文化庁国立近現代建築資料館について

文化庁国立近現代建築資料館では、我が国の重要な近現代建築資料の劣化、散逸、海外流出を防止するため、所在情報等の調査、資料の収集・保管及び調査研究を行っています。あわせて、年2回の展覧会を通じて、我が国の建築文化に対する国民への理解増進を図っています。（詳細は、こちらを御覧ください。<https://nama.bunka.go.jp/>）

(2) 劇場・音楽堂等の振興

① 劇場・音楽堂等の活性化

劇場・音楽堂等は文化芸術を継承・創造・発信する場であるとともに、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育む地域の文化拠点です。文化庁としては、「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月公布・施行）」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業やバリアフリー・多言語対応の整備を支援することで、

劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引することを目指しています。

② 国立の劇場における取組

国立劇場（国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわ）は、伝統芸能の保存と振興を図るため、歌舞伎、文楽、能楽、大衆芸能、組踊などの伝統芸能を、各種の演出や技法を尊重しながら、できる限り古典伝承のままの姿で公開し、国民が伝統芸能を鑑賞する機会を提供しています。また、伝統芸能の伝承者養成や調査研究等の事業を実施しています。老朽化が進んでいた初代国立劇場及び初代国立演芸場について、令和5年10月末をもって閉場し、他劇場にて主催公演を行いながら、伝統芸能の中核拠点・文化観光拠点として機能強化を図るべく、令和12年度以降の再開場を目指して再整備に向けた取組を進めています。

新国立劇場は、現代舞台芸術の振興と普及を図るため、国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ、ダンス、演劇などの自主制作の公演を行い、国民が現代舞台芸術を鑑賞する機会を提供しています。また、現代舞台芸術の実演家等の研修や調査研究等の事業を実施しています。これらの劇場の運営は、独立行政法人日本芸術文化振興会が行っており、舞台芸術を振興する多様な活動を展開しています。

3 文化財の保存と継承

(1) 文化財保護を巡る近年の動向

文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るため、令和4年度から「文化財の匠プロジェクト」（令和3年12月文部科学大臣決定）に基づき、修理技術者、用具・原材料までを含めた一体的な体制整備と計画的な保存・継承の取組を推進しています。

また、「文化財の匠プロジェクト」については、文化

審議会から、本プロジェクトの充実を含む「持続可能な文化財の保存と活用のための方策について」答申があったことを踏まえ、令和4年12月に改正し、内容の充実を図ったところです。

重点的な取組内容として追加した点は、

- ①文化財修理に不可欠な原材料について、リスト化・公表し、生産支援を通じて安定供給につなげていくことのほか、伝統的な和紙などについては文化財建造物の修理機会においても需要を創出していくこと
- ②文化財保存技術に係る人材に関して、選定保存技術の保持者・保存団体の複数認定を積極的に行うとともに、団体認定を推進すること、選定保存技術に親しみを持ってもらえる通称を付与することや、中堅・若手の技術者を対象に新たに表彰制度を創設すること
- ③適正な周期で修理するための事業規模の確保に関して、文化財類型に応じた必要な事業規模を漸次確保していくことに加えて、長期的な修理需要予測調査を実施することや、必要な事業規模・予算を確保した上で、多様な資金調達の実用も図っていくことなどとなっております。

また、同プロジェクトにも記載されている「国立文化財修理センター」について、令和5年12月に基本的な考え方（基本構想）を策定するなど、設置に向けた検討を進めています。

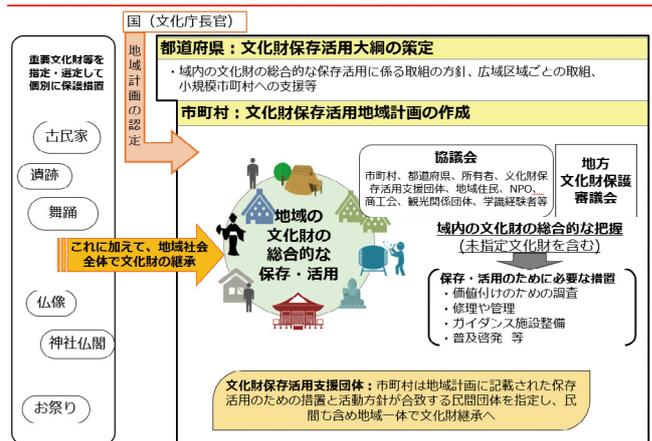
(2) 地域における文化財の保存・活用

平成30年の文化財保護法の一部改正により、文化財をまちづくりを生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくため、都道府県における文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）と、市町村における文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の制度が規定されました。大綱は、域内の文化財の保存・活用に係る基本的な方針、広域区域ごとの取組、災害発生時の対応等を記載した文化財の保存・活用に関する総合的な施策を盛り込むものであり、令和6年3月末現在、44道府県で策定されています。市町村の地域計画は、未指定文化財を含む域内の文化財の保

存及び活用に関する基本的な方針、保存・活用のために市町村が講ずる措置の内容等を記載するものであり、作成した地域計画が国の認定を受けた場合、国に対して登録文化財とすべき物件を提案できる特例があります。また、国指定等文化財の現状変更の許可等、文化庁長官の権限である一部の事務について、現在移譲されている都道府県・市のみならず認定町村でも特例的に自ら事務を実施できることとしています。令和6年3月末現在、139市町で作成され、国の認定を受けています。今後、この大綱及び地域計画の作成は多くの地方公共団体で進んでいくことが見込まれており、これらのプロセスを通じて、各地域において、貴重な地域の文化財を確実に把握し、地域において守り育てる取組が進むことが期待されます。

このような地域社会総がかりでの文化財の保存・活用の取組を促進するため、令和3年度より「地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボル整備等）」を設け、地域計画等に基づき地域の核（シンボル）となっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能の維持や、保存・活用を行う団体の取組等の支援を行う地方公共団体を後押ししています。

地域における文化財の総合的な保存・活用【全体イメージ】



(3) 文化財の指定をはじめとする保存・継承のための取組

文化財保護法に基づき、重要文化財、重要無形文化財、重要有形・無形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区

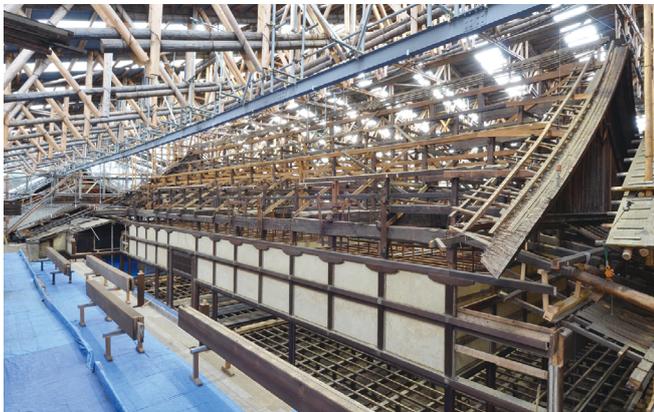
等を指定・選定し、重点的に保護するとともに、登録制度による緩やかな保護制度により、多種多様な文化財の保存・活用を図っています。さらに、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能のうち、保存の措置を講ずる必要のあるものを選定保存技術として選定するとともに、その保持者・保存団体を認定しています。

また、これらの文化財について、保存と活用を図るために所有者、管理団体等が実施する事業に対して補助を行い、保存整備や活用等を引き続き推進します。

あわせて、国民の財産である文化財の散逸・滅失を未然に防ぐとともに、国民の鑑賞機会の充実を図るため、国による適切な保存・活用が必要な国宝・重要文化財等の買上げを実施するとともに、貴重な史跡等を国民共有の財産として大切に保存し、その後の整備・活用に対応することを目的として、地方公共団体が緊急に史跡等を公有化する事業に対し補助を行います。



重要無形文化財「尺八」保持者：野村峰山
(令和4年10月31日認定)



大徳寺方丈及び玄関 屋根解体中 (写真提供：京都府)



国宝(建造物)「通潤橋」(写真提供：山都町教育委員会)(令和5年9月指定)



重要伝統的建造物群保存地区「宇和島市津島町岩松」
(写真提供：宇和島市教育委員会)(令和5年12月選定)



史跡「十五郎穴横穴群」
(写真提供：ひたちなか市)(令和6年2月指定)

東日本大震災や平成 28 年熊本地震等の大規模災害への対応として、被害を受けた国指定等文化財について、早期の保存・修復を図るため、文化財の所有者等が実施する被災文化財の復旧事業に対する指導、経費の補助など、必要な措置を講じております。

(4) 埋蔵文化財の保護

土地に埋蔵された文化財を保護するため、文化財保護法に基づき、開発等により破壊されるおそれのある遺構等の発掘調査、記録作成等の事業に対し、補助を行っています。また、令和5年度からは、労働者不足や機材の高騰を受け、毎年増加しつつある発掘調査費の縮減を図ることを目的として、様々な分野で導入されている最新技術を遺跡の把握や発掘調査に導入のために必要な調査研究を実施しています。

埋蔵文化財の保護と開発事業の円滑な実施に関する様々な課題に対応するため、令和4年7月に「これからの埋蔵文化財保護の在り方について」（第一次報告書）をまとめました。この中で、重要な埋蔵文化財を現状保存するために必要な事項として示した、指定相当の埋蔵文化財のリスト化については、地方公共団体と連携しつつ第2期以降のリストの作成、公表を進めます。さらに、近世・近代遺跡の取扱いについても、地方公共団体の意見聴取等を行いながら、現状を把握するとともに保護の考え方の整理を進めています。

水中に存在する埋蔵文化財（水中遺跡）については、保護の取組をより一層進めるため、地方公共団体との連携によるパイロット事業の実施を通じ、水中遺跡の保存活用を推進するためのモデル創出を行います。加えて、地域の特徴ある埋蔵文化財活用事業により、埋蔵文化財を活用した体験学習会等の実施による理解促進・普及啓発や、埋蔵文化財の保管・展示や活動拠点のための施設として、廃校等を転用した埋蔵文化財センター設備の整備を図ることによって、地域活性化を促進します。

(5) 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁

画である高松塚古墳及びキトラ古墳の両古墳壁画は、「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」及び「キトラ古墳壁画保存管理施設」で保存管理・活用等が行われています。

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して壁画を修理する保存方針に基づき、仮設修理施設において令和元年度まで保存修理作業等を実施してきました。今後は、壁画の保存管理と活用を両立した新たな施設の設置に向けた準備を進めてまいります。特別史跡キトラ古墳の恒久的な保存と確実な継承のため、「キトラ古墳壁画体験館 四（し）神（じん）の館（やかた）」において、石室から取り外した国宝キトラ古墳壁画の保存・活用と、整備された古墳の公開を推進します。

(6) 世界文化遺産と無形文化遺産

我が国を代表する文化遺産を、ユネスコの世界遺産一覧表に記載し、保護することにより、我が国の文化の世界への発信や、国民の歴史と文化を尊ぶ心の涵養を図ります。令和5年1月に「佐渡島（さど）の金山」の推薦書正式版をユネスコに提出したところであり、登録に向け、引き続き取り組んでいきます。今後も、一覧表に記載された世界遺産を適切に保護するとともに、我が国の誇る貴重な文化遺産の文化的価値を発信し、世界遺産一覧表への記載を推進します。

また、ユネスコの無形文化遺産代表一覧表への記載を通じ、我が国の無形文化遺産の多様性や豊かさ、保護の取組について世界に発信していくことも、国際的な無形文化遺産の一層の認知やその重要性に関する意識の向上等への貢献となり、同時に、国内外の無形文化遺産の担い手間の対話や交流を深めるきっかけとしても重要です。令和5年3月に「伝統的酒造り」の提案書をユネスコに提出しており、令和6年12月に開催される無形文化遺産保護条約政府間委員会で代表一覧表への記載の可否が審議される予定です。また、令和6年3月には新規提案として「書道」及び拡張提案として「和紙：日本の手漉和紙技術」「山・鉾・屋台行事」「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための

伝統技術」の提案書をユネスコに提出しています。

引き続き、我が国の無形文化遺産を適切に保護・振興するとともにユネスコ無形文化遺産への記載を推進します。

(7) 文化財の防火対策

ノートルダム大聖堂や首里城跡における火災を受け、国宝・重要文化財の管理状況等を調査した結果、多くの施設で消火設備の老朽化による機能低下の恐れ等が明らかになりました。この調査結果を踏まえ、国宝・重要文化財（建造物）及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドラインを作成し、文化財の総合的な防火対策の検討・実施を促進しています。なお、令和3年12月には当該ガイドラインを反映した「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針」を策定し、必要な防災施設について明示しました。

また、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（令和元年12月23日大臣決定）を策定し、世界遺産や国宝を対象に重点的な補助を行っています。さらに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年計画加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に文化財の防火対策及び耐震対策を盛り込み、文化財を災害から守るために欠かせない防災施設の整備等について加速化して取り組んでいます。

4 文化財をはじめとする文化資源を活用した付加価値の創出

(1) 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を推進するため、文化庁では文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向

上させる取組への支援を行っています。

平成31年1月より、国際観光旅客税が創設され、この財源を用いて観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が推進されています。

文化庁としても、文化財をはじめとする我が国固有の文化資源に付加価値を付け、より魅力的なものにするための取組を支援し、観光インバウンドに資する文化資源を活用した観光コンテンツの磨き上げや創出を進めるとともに、日本文化の魅力を実効的にオンライン発信することで、観光振興・地域経済の活性化の好循環を促進していきます。

5 文化観光の推進

(1) 文化観光推進法について

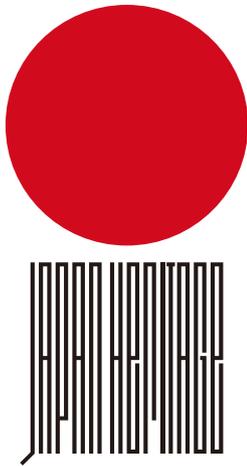
文化の振興を起点として、観光の振興及び地域の活性化の好循環を創出するためには、地域において文化の理解を深めることができる機会を拡大し、これにより国内外からの観光旅客の来訪を促進していくことが重要となっています。こうした観点から、博物館等の文化施設を拠点として、地域の文化観光を推進するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が令和2年5月に施行されました。令和6年4月現在、本法に基づき、51件の拠点計画・地域計画を認定しており、本法を活用し、文化資源の魅力向上とともに、文化施設の機能強化や地域が一体となった文化観光の推進を図ることとしています。

(2) 日本遺産の魅力向上

我が国の文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るためには、その歴史的経緯や、地域の風土に根差した世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財をパッケージ化し、これらの活用を図る中で、情報発信や人材育成、環境整備等の取組を進めていくことが必要です。

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」に、日本遺産として認定する候補となり得る地域を「候補地域」に、それぞれ認定し、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組を促進することにより、地域の活性化・観光振興を図ります。

令和6年4月現在、全国で104のストーリーを日本遺産に認定しており、日本遺産全体の底上げ、ブランド力の強化を図るとともに、地域の文化資源としての磨き上げを促進しています。



JAPAN HERITAGE

日本遺産

「日本遺産 (Japan Heritage)」ロゴマーク

6 子供たちの芸術教育の充実・文化芸術活動の推進

(1) 学校における芸術教育・文化芸術活動の充実及び地域文化クラブ活動の環境整備

① 学習指導要領の趣旨を踏まえた学校芸術教育の充実

音楽を担当する指導主事等に対し、学習指導要領に基づいた我が国の伝統音楽の指導に係る研修である伝統音楽指導者研修会に加え、小・中・高等学校等で芸術系教科等を担当する教員等に対し、学習指導要領の

趣旨を踏まえた実践的な研修会を実施し、学校における芸術教育の充実を図っています。

② 子供たちの体験活動機会拡大のための取組

子供たちの豊かな創造力・想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的として、小学校・中学校等において、文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や、個人又は少数数の芸術家を派遣し、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を含めた質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の確保を図っています。

また、劇場・音楽堂等で子供たちが本格的な舞台芸術に触れる機会を創出するため、18歳以下の子供に無料で鑑賞機会を提供する舞台公演への支援を行っています。

③ 文化部活動及び地域文化クラブ活動の環境整備のための取組

生徒のバランスの取れた生活や学校の働き方改革の観点から平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき持続可能な文化部活動にかかる取組を徹底するよう、地方公共団体、教育委員会及び学校法人等の学校設置者、学校並びに関係団体に求めており、更に、令和4年12月には、公立の中学校の生徒を主な対象とした学校部活動の地域連携や地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行に向けた取組を進めるため、文化部活動と運動部活動のガイドラインを統合したうえで全面的に改定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

ガイドラインでは、少子化が進む中でも、子供たちが将来にわたり継続して文化芸術活動に親しめる機会を確保できるよう、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」とし、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています。そのた

め、令和5年度には、県立学校を含む97市区町村において文化部活動の地域移行に向けた体制構築や環境整備を行うための実証事業を実施しており、令和6年度には、実証事業の拡充による全国的な取組の推進に加え、重点地域における政策課題への対応や課題の整理・検証などにより、新たな課題への対応や事業成果の更なる普及を図ります。

また、高校生の芸術文化活動の向上・充実と、相互交流を深めることを狙いとして、昭和52年から続く我が国最大規模の高校生の文化の祭典として、「全国高等学校総合文化祭」を開催しています。第48回となる令和6年度は、「集え青き春 漕ぎ出せ知の筏 水面煌めく清流の国へ」を大会テーマとして、岐阜県において開催されます。

この大会において、演劇、日本音楽、郷土芸能の各部門で優秀な成績を収めた高校等が、東京の劇場に一堂に会し、演技・演奏を披露する「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」を毎年夏に開催するほか、我が国の伝統文化の継承・発展に取り組む高校生が日頃の成果を披露し、交流する場となる全国高校生伝統文化フェスティバルを京都で開催しています。



清流の国ぎふ総文2024 マスコットキャラクター ミナモ

(2) 地域における子供たちの文化芸術活動の推進

子供たちに、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得

できる機会を地域偏在を解消しつつ提供します。将来にわたり子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保することにより、伝統文化等を確実に継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図ります。

7 文化芸術の創造的循環の創出とグローバル展開の加速

国・地方公共団体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大し、文化を起点に産業等他分野と連携し、創出された新たな価値が文化に再投資され、持続的に発展する「文化と経済の好循環」を目指し、平成29年12月に「文化経済戦略」を策定しました。この戦略推進のための主要施策の内容や目標等を明らかにした「文化経済戦略アクションプラン」を平成30年8月に策定し、関係府省庁と緊密に連携しながら文化経済戦略を推進します。

(1) 芸術家等の活動基盤強化

文化芸術の担い手は小規模な団体やフリーランス等で活動する者が多く、立場の弱さや不安定さに起因して不利益が生じたり、活動継続が困難になったりするなどの課題が存在しています。その担い手である芸術家等が持続可能な形で文化芸術活動を継続できるよう、適正な契約関係構築の推進や、活動環境改善のための必要な取組の実施等、活動基盤の強化の取組を推進します。

(2) 文化芸術エコシステムの形成促進

文化芸術組織の自律的・持続的な成長の促進に資する伴走型支援等の適切な支援方法の検証を推進します。

我が国における文化芸術活動を振興するために、日本作家及び現代日本アートの国際的な評価を高め、世界のアート市場規模に比して小規模にとどまっている我が国アート市場の活性化と我が国アートの持続的発展を可能とするシステムを形成します。